

平成30年第3回定例会

江東区教育委員会会議録

平成30年3月27日(火)

江東区教育委員会

## 平成30年第3回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 平成30年3月27日(火) 午前10時00分
- 2 閉会年月日 平成30年3月27日(火) 午前12時15分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男(教育長)、進藤孝(教育長職務代理者)、松江恒治  
眞貝裕利子、橋本俊雄
- 5 出席職員 石川教育委員会事務局次長、寺内教育委員会事務局参事  
杉田庶務課長、谷川学校施設課長、青木整備担当課長  
油井学務課長、本多指導室長、小坂学校支援課長  
池田放課後支援課長、保谷江東図書館長  
伊藤文化観光課長
- 6 議事案件  
議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則  
議案第8号 江東区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正  
議案第9号 江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程等の一部を改正する規程  
議案第10号 江東区立幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正  
議案第11号 江東区文化財の指定  
議案第12号 江東区文化財の指定解除
- 7 報告事項
  - (1) 平成30年第1回区議会定例会(教育委員会関係)について
  - (2) 平成29年度文部科学大臣優秀教職員表彰受賞者の決定について
  - (3) 江東区学校における働き方改革の進め方について
  - (4) 平成29年度江東区立中学校生徒進路状況について
  - (5) 平成29年度「東京都児童・生徒体力・運動能力調査」の結果について
  - (6) いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について
  - (7) 平成30年年度部活動における休養日・活動時間の設定について
  - (8) 江東区江東きッズクラブ条例施行規則の一部を改正する規則について
  - (9) 江東区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について
  - (10) 第30回江東こどもまつりの実施について
  - (11) 越中島小学校合宿通学事業の中止について

(12) 江東区文化財の登録について

## 8 協議事項

(1) 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針について

(2) 江東区いじめ防止基本方針等の改定について

## 9 審議概要

岩佐教育長 おはようございます。ただいまより、平成30年第3回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。進藤委員、松江委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議事進行上の関係から審議及び報告の順序を変更し、日程第6及び日程第7について先に審議した後、報告事項12について報告することといたしたいと存じます。

なお、日程第6及び日程第7はいずれも文化財の指定に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

それでは、日程第6議案第11号、江東区文化財の指定及び日程第7議案第12号江東区文化財の指定解除を議題といたしますので、本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

石川事務局次長 議案第11号江東区文化財の指定。上記の議案を提出する。平成30年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

平成29年11月24日江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第27条の規定に基づき、江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、平成30年3月5日同審議会より答申を得ましたので、これを尊重し、江東区指定文化財について本案を提出します。

続きまして議案第12号江東区文化財の指定解除。上記の議案を提出する。平成30年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

平成29年11月24日江東区文化財保護条例第27条の規定に基づき、江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、平成30年3月5日同審議会より答申を得ましたので、これを尊重し、江東区指定文化財について本案を提出いたします。

岩佐教育長 文化観光課長。

伊藤文化観光課長 それでは議案第11号につきましてご説明いたします。江東区文化財の指定についてでございます。

資料の6をごらんいただきたいと思います。

2件ございますけれども、いずれも3月5日に開催されました文化財保護審議会から答申を得た案件ということでございます。

まず1点目でございます。無形文化財の生活技術、あめ細工でございます。2ページに写真資料を添付してございますので、ご参照ください。

保持者につきましては、東砂2-13-20-406、青木喜氏で、昭和57年3月15日に文化財に登録されてございます。

あめ細工でございますけれども、江戸時代の半ばに現れたと見られる技術で保持者につきましては昭和48年頃から基本形の細工を学び始めました。現在では十二支などの動物をはじめといたしまして、数百種の細工が可能ということでございます。なかでも白鳥の羽根を切り出す技術につきましては保持者が独自に生み出した技術ということでございまして、繊細な美しさに目を奪われるほどでございます。

あめ細工につきましては、江戸時代から続く技術ということでございますけれども、現在では非常に貴重な技術となっていること、また40年以上にわたって仕事を続けている保持者につきましては、本区の生活文化を理解する上で大変重要であるといった点が評価されまして、指定文化財にすべきという答申に至ったものでございます。

続きまして2件目、有形文化財でございます。庚申塔、延宝8年在銘でございます。同じく3ページの写真資料をご参照ください。

所在地につきましては、北砂2-1-37志演神社でございまして、昭和58年3月25日に登録された文化財でございます。

本件につきましては、延宝8年1680年に八右衛門新田の村民によって造立された石造物であり、本庚申塔がある志演神社につきましては、八右衛門新田開発の際に鎮守として創建されたと言われているものでございます。

正面には上から青面金剛、一邪気、三猿、3つの猿などが浮き彫りにされてございまして、さまざまな信仰が習合して形成された庚申信仰の特徴を良く表してございます。

庚申塔への刻銘から、志演神社を鎮守とする八右衛門新田の村民によって造立されたということが明らかでございますことから、地域性の濃さとともに、また庚申信仰の特徴が明確に表現されているだけではなく、青面金剛を本尊とした庚申塔としては区内最古の事例であるといった点からも文化的価値が非常に高いということが評価され指定文化財にすべきとの答申に至ったものでございます。

議案第11号につきましては以上でございます。

続きまして、議案の第12号についてご説明申し上げます。

江東区文化財の指定解除についてでございます。恐れ入ります。資料の7をごらんください。

本件につきましては、同様に3月5日に開催されました文化財保護審議会から答申を得た案件でございます。

内容につきましては、無形文化財のうち工芸技術でございます木工（彫刻）の岸本忠雄氏の指定を解除するというものでございます。

理由でございますけれども、昨年10月6日、ご本人の死去に伴うというものでございます。

説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第6及び日程第7について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に報告事項12 江東区文化財の登録についてを事務局より説明願います。

文化観光課長。

伊藤文化観光課長 はい。それでは報告事項12、江東区文化財の登録についてご説明いたします。

恐れ入ります、資料の19をごらんください。

2件ございますけれども、1件目につきましては有形民俗文化財の水盤、亀久稻荷神社旧蔵で、所在地につきましては冬木22-31、冬木弁天堂となっております。

資料裏面に写真資料を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

本件水盤でございますけれども、文政7年、1824年でございますけれども、旧深川亀久町にあった亀久稻荷神社に制作された石造水盤で同神社の廃絶により冬木弁天堂に移設されたものでございます。

亀久稻荷神社につきましては、創建年代などの詳細は不明ということでございますけれども、明治時代には富岡八幡宮の神職が管理を兼ねて行っていたという記録が残っております。

本水盤につきましては、現存する亀久稻荷神社に関連する近世資料としては現状唯一のものでございます。また、かつて区内にあった稲荷祭の地域住民の信仰のあり方を伝える事例であるという点が評価されたものでございます。

2件目でございます。史跡でございます、小野友五郎宅跡。所在地につきましては、新大橋2-11、12付近となっております。

小野友五郎でございますけれども、常陸国笠間藩の家臣でございましたけれども、安政7年、1860年の咸臨丸の渡米に際しましては、筆頭測量方、今で言う航海長でございますけれども、こちらとして貢献。

また後に幕臣に取り立てられ、勘定奉行並まで昇進しまして、越中島

砲台の建造等の江戸湾海防計画といった業績を残した人物でございます。

また、製塩事業や数学教育などに取り組み、明治31年には製塩事業の功績によりまして、緑綬褒章を下賜されたということでございます。この下賜の際の記録におきましては、深川御船蔵前町、現在の新大橋付近に小野の居宅と貸長屋があったと記されてございますけれども、明治14年の深川の大火で屋敷が全焼いたしまして、同17年に日本橋に移転したというものでございます。

小野友五郎につきましては、幕末に活躍した著名な人物であり、また越中島砲台の建造計画であるとか、深川区内の塩の販売といったところで本区内での活動が著名である、顕著であるということに加えて、また本区の歴史理解のために非常に価値があるという点が評価されまして、3月5日の文化保護審議会において登録すべきということで、答申されたものでございます。

説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本案について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。なお、ここで文化観光課長につきましては公務のため退席いたします。

次に日程第1 議案第6号江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

石川事務局次長 議案第6号江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。平成30年3月27日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定に基づき、本案を提出いたします。

岩佐教育長 庶務課長。

杉田庶務課長 それでは、私から議案第6号についてご説明いたします。資料1をあわせてごらんください。

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正でございます。こちらの規則の改正は昨年11月にご審議いただきました江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に合わせて、勤勉手当の支給月数を0.05月分、再任用職員については0.025月分引き下げるものでございます。

昨年いったん引き上げておりますが、そのままだと多すぎるというこ

とで、また引き下げるといふものでございます。ほぼ毎年度同じことを繰り返しております。

施行日は平成30年4月1日となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

岩佐教育長 本案について質疑をお願ひします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第1について原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に日程第2 議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願ひます。

事務局次長。

石川事務局次長 議案第7号江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。平成30年3月27日、提出者江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出いたします。

岩佐教育長 指導室長。

本多指導室長 それでは、議案第7号江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料2、新旧対照表をごらんください。

これは国家公務員等の給与制度と比較し本区の職員について同様の改正を行うことに伴い、幼稚園の教育職員についても改正を行うものであります。

資料2、1ページの第4条の2には初任給調整号数を廃止することについて記載しております。

1枚おめくりいただきまして2ページには、人事交流により異動した場合の号給決定について定められた第8条の規定を、国に退職派遣されていた者の号給決定においても適応できるよう規定整備を行うことについて記載しております。

なお、附則におきましてこの規則による改正後の規定は平成30年4月1日から適用いたします。

はなはだ簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく

ご審議のほどお願いいたします。

岩佐教育長 本案について質疑願います。  
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に日程第3 議案第8号江東区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。  
事務局次長。

石川事務局次長 議案第8号江東区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正。上記の議案を提出する。平成30年3月27日、提出者江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出いたします。

岩佐教育長 庶務課長。

杉田庶務課長 はい。それでは、私から議案第8号についてご説明いたします。

資料3をごらんください。こちらの規程の改正は、人事制度の改正に伴う規程整備のため一部改正を行うものでございます。

人事制度改正により一部の職の名称が変更され、これまでの総括係長が課長補佐に、主任主事が主任にそれぞれ変更となります。本改正案文は題名及び条文中における該当部分について上記名称の記載を改めるという内容になってございます。

施行日は平成30年4月1日でございます。  
説明は以上です。

岩佐教育長 本案について質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。



次に日程第4 議案第9号江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程等の一部を改正する規程を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

石川事務局次長 議案第9号江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程等の一部を改正する規程。上記の議案を提出する。平成30年3月27日。提出者江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出いたします。

岩佐教育長 庶務課長。

杉田庶務課長 それでは、私から議案第9号についてご説明いたします。

資料4をごらんください。こちらは義務教育学校ができることに伴いまして昨年から条例を一部改正してまいりましたが、最後の規程の改正でございます。

資料4ごらんいただきますと、1ページ目に江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程がございまして、その後めくっていただきますと1ページに1つずつ改正する規程がございます。7ページの学校職員出勤簿整理規程が最後でございます。

内容はそれぞれ小学校・中学校ですとか、小学校及び中学校となっているものを小学校・中学校及び義務教育学校というふうに改めるものでございます。

これをもちまして、今回の義務教育学校ができることに伴う規程整備は全て終了となります。

説明は以上です。

岩佐教育長 本案について質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に日程第5 議案第10号江東区立幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

石川事務局次長 議案第10号江東区立幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正。上記の議案を提出する。平成30年3月27日。提出者、江東区教育委員会。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出いたします。

岩佐教育長 指導室長。

本多指導室長 それでは、議案第10号江東区立幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正についてご説明いたします。

恐れ入ります。資料5新旧対照表をごらんください。これは地方公務員法の改正に伴い既に人事評価制度を導入しておりましたが、このたび本区の職員についても同様な改正が行われることに伴い、幼稚園教育職員に関する規程についても文言整理を行うものであります。

これまで、勤務評定となっていた箇所を全て人事評価という表記に変更いたします。

はなはだ簡単ではございますが説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

岩佐教育長 本案について質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。  
これより報告事項に入ります。

報告事項1 平成30年第1回区議会定例会(教育委員会関係)についてを事務局より説明願います。

事務局次長。

石川事務局次長 報告事項1 平成30年第1回区議会定例会(教育委員会関係)につきましてご報告を申し上げます。

恐れ入りますが資料8をごらんいただきたいと存じます。

一般質問と、裏面に記載の文教委員会についてご報告をいたします。  
まず、一般質問についてです。

平成30年第1回区議会定例会につきましては、2月14日に告示、2月21日の本会議で4名の代表質問、翌22日の継続本会議で8名の通告による質問が行われ、全体で42本の質問がございました。

教育委員会につきましては、資料に記載のとおり5本の質問がございました。なお、各部の質問件数についてですけれども、政策経営部の1

3本が最も多く、次いで教育委員会の5本となっております。

それでは順次、質問と答弁の概要についてご説明申し上げます。

お1人目は、民進党無所属クラブ鈴木清人議員の代表質問です。教育長から答弁をいたしました。教員の働き方改革について大きく3点の質問です。

質問の1点目は精神疾患による病気休職者についてです。この質問の内容は本区における教員の精神疾患による病気休職者の実態について問うものであり、これに対しましては、本区では教員の休職者のうち精神疾患による人数は平成24年度までは年間10名を超えていましたが、25年度以降は1桁に減少、最近も減少傾向にあること。

また、在職者に対する精神疾患休職者の割合は、全国平均の約4割にとどまっていること。精神疾患の要因は多様であり長時間労働だけに起因しているとは限らないものの、長時間労働の是正に向け取り組んでいくと答弁をいたしました。

質問の2点目です。学校業務の仕分けと役割分担についてです。この質問の内容は、教員が最優先で取り組むべき業務は何かという視点で業務の仕分けを行うべきと考えるが、学校業務の仕分けと役割分担について教育委員会の見解を問うものであり、これに対しましては事務局内に働き方改革検討委員会を設置して学校に依頼している調査を減らすこと、教員の業務の範囲を明確にして負担軽減すること。部活動指導員を導入すること。学校以外が担うべき業務についても見直すことなどを検討していると答弁をいたしました。

質問の3点目は、「給特法」見直しと健康被害対策についてです。この質問の内容は長時間労働の原因となっている「給特法」の見直しの方向性と、長時間労働がもたらす健康被害から教員を守る対策について教育委員会の見解を問うものであり、これに対しましては「給特法」改正については、国が見直しを検討しているのでその動向を注視すると答弁し、健康被害対策については学校衛生委員会を事務局内に設置し、全ての教職員に対するストレスチェックの実施、産業医が学校へ出張する健康相談の実施といった新しい取り組みを開始しており、学校における働き方改革について、教員が学習指導や生活指導といった本来業務により一層注力できるよう教育委員会として取り組んでいくと答弁をいたしました。

鈴木清人議員の質問につきましては以上です。

お2人目です。自由民主党にしがき誠議員の通告質問です。

教員の働き方改革の早期実現について質問がございました。この質問の内容は、教員の長時間労働を是正するために学校への留守番電話の設置や学校閉庁日の導入が必要であると考えますが、教育委員会における現在の取り組み状況を問うものであり、次のように答弁をいたしました。

まず1点目、学校における働き方改革検討委員会の設置です。事務局

内に検討委員会を設置し、中央審議会で示され国が例示をしている検討項目を確認しながら早期に着手可能なものから実施をし、早期実施できる項目、検討が必要な項目といった対応の方向性を整理いたします。具体的には次のとおりになります。

まず早期実施を考えている項目ですが、1つが学校閉庁日を設定して教職員の年次有給休暇の取得を促進するという内容です。

2つ目が部活動休養日の設定、部活動上限時間の設定。部活動指導員の導入といった部活動改革について平成30年度に施行実施をするという内容でございます。

次に、検討が必要だが早期に取り組むべき項目としては、教職員の勤務時間の把握を挙げております。また、既に取り組んでいる項目といたしましては、学校への照会件数を縮減するといった取り組み内容になっております。

働き方改革の方向性についてですけれども、教員の負担を軽減し、教員が子どもたちと向きあう時間をこれまでより多く持てるように取り組んでいく旨答弁をしております。

ししがき議員の質問につきましては以上です。

3人目は自由民主党川北直人議員の通告質問です。

資料に記載のとおり通告質問が2点ございまして、まず最初に児童・生徒の放課後居場所づくりについてご説明をいたします。

大きく3点の質問です。質問の1点目は平成30年度江東きっずクラブの申し込み状況についてです。この質問の内容は、きっずクラブB登録の申し込み状況と待機児が出現する地域があるかというものを問うものであり、これに対しましては、本区全体のきっずクラブB登録の入会可能人数が3,870名であるのに対して、昨年12月に実施をした集中募集期間内に入会申請をした児童数の合計が2,675名であること。幾つかのきっずクラブにおいて待機児が出現していると答弁をいたしました。

質問の2点目です。江東きっずクラブ待機児対策についてです。この質問の内容は、待機児が見込まれる地域の学童クラブの開設時間を延長すべきと考えるが見解を問うという内容でございまして、これに対しましては、学童クラブの開設時間は18時までと、きっずクラブに比べ1時間短いため利用者が少なく定員に余裕のある状況なので、きっずクラブの待機児解消に向け学童クラブの開設時間延長を今後検討すると答弁をいたしました。

質問の3点目です。公園遊びサポートチーム（仮称）の設立についてです。この質問の内容は、船橋市ではボール遊びのできる公園検討委員会を設置し、シルバー人材などによる見守り体制を構築し、子どもたちの放課後の遊びを見守る事業を試行導入をしている。このような公園遊びサポートチーム（仮称）を設立すべきと提案するけれども、教育委員

会の見解を問うというものでございました。

これに対しましては、本区では放課後児童の居場所、小学校を位置付けているので公園の活用を想定はしていないけれども、地域人材を活用した児童育成について放課後子どもプラン改定において検討すべき課題とすると答弁をいたしました。

2本目の通告質問は防災教育についてです。大きく3点の質問です。

質問の1点目は第2次学校安全の推進に関する計画についてです。この質問の内容は、平成29年に閣議決定をされた第2次学校安全の推進に関する計画を受け、本区では学校安全についてこれまでどのように取り組み、課題を捉え、今後どのようにしていくかについて問うものであり、これに対しましては、本区では過去に交通事故により子どもを失うという痛ましいできごとを経験しており、このことを教訓に学校安全についてさまざまな取り組みを行ってきたが、計画的、また体系的でなかったため、関係する部署に参加をしてもらい、学校安全の推進にかかる基本方針を策定いたしました。これからは、子どもたちの交通事故防止だけにとどまらず防災・防犯のマニュアルの見直し、SNS対策といった領域にも踏み込み、地域やPTAとの連携を図りつつ学校安全を推進していくと答弁をいたしました。

質問の2点目です。宮城県防災教育スタートパックの利活用についてです。この質問の内容は、宮城県防災教育スタートパックの特徴や本区における利活用について問うものであり、これに対しましては、防災教育スタートパックは宮城県の教育研修センターで作成されたもので、教員が防災教育を進める際には優れた資料であると捉えている。宮城県の実態に基づき作成されたものなので、そのまま全てを実施することは困難だが、参考として活用していくと答弁をいたしました。

質問の3点目です。防災士を登用した防災教育の推進についてです。この質問の内容は、公費で防災士資格を取得した方々に学校の防災教育について協力をしていただくということについての見解を問うものであり、これに対しましては、災害協力隊318隊のうち、防災士が在籍をしている災害協力隊が約半数あるものの、その数や年齢にはばらつきがあり、また防災教育について学んでいるわけではないので、一律に学校における防災教育に参画をしていただくということについては困難ですが、学校の防災訓練に参加していただくなど、学校とかわりをもっていただくことが意義があると考えたと答弁をいたしました。

川北議員の通告質問につきましては以上です。

4人目、最後になります。民進党無所属クラブ鬼頭たつや議員の通告質問です。

オリンピック・パラリンピック教育について大きく4点の質問がございました。

質問の1点目は部活動☆夢応援プロジェクトの成果と今後の見通しに

ついてです。この質問の内容は、この事業の成果と今後の見通しについて問うものであり、これに対しましてはオリンピックなどから中学生が直接かつ丁寧に指導をしていただいているので、中学生は確実に技術を高めることができるとともに、努力する大切さを実感するなど、こどもたちにとってとても意義のある内容となっていること。今後は応援する部活動の種類を広げるなどして充実をさせていくと答弁をいたしました。

質問の2点目です。障害者理解を深める取り組みについてです。この質問の内容は、オリンピック・パラリンピック教育において障害者理解を深める取り組みが必要であると考え、教育委員会はどのように考えるかというものであり、これに対しましては、こどもたちが障害者理解について主体的に取り組むことは誰にも優しい社会づくりを進めていくために重要であると認識をしているということ。今後は本区で開催されるパラリンピック競技を障害者の方と一緒に取り組むことなどにより、こどもたちの障害者理解を深める取り組みを充実させていくと答弁をいたしました。

質問の3点目です。ボランティア活動の意義を理解する取り組みについてです。この質問の内容は、学校においてボランティア活動の意義を理解する取り組みをどのように行っているかを問うものであり、これに対しましては本区の約7割の児童・生徒は東京大会でボランティアに積極的にかかわりたいと考えていること、東京ユースボランティアの一環として地域清掃を行うなど、各校が取り組んでいること、経験者の体験談を通し、児童・生徒がボランティア活動の意義を実感できるよう取り組みを進めていくと答弁をいたしました。

質問の4点目、最後です。世界ともだちプロジェクトにおける今後の事業展開についてです。この質問の内容は、現在学校で行っている世界ともだちプロジェクトを今後、どのように展開し、また充実させていくかについて見解を問うものでした。

これに対しましては今年度は世界の国旗・国歌を学ぶ授業を行ったが、この事業を継続するとともに本区で開催される競技に参加が期待される選手や、世界ともだちプロジェクトで担当した国の方と直接的な交流をするなど、こどもたちの将来の生き方に啓発を受けることができるよう、さらに取り組みを充実させていくと答弁をいたしました。

一般質問につきましては以上です。

次に、資料はございませんが、特別委員会についてご報告をいたします。

2月26日に一般会計補正予算第3号、国民健康保険会計補正予算第1号、介護保険会計補正予算第1号及び後期高齢者医療会計補正予算第1号を審査をいたします平成29年度予算審査特別委員会が開催され、また2月28日から3月6日にかけて、平成30年度予算審査特別委員会が開催されました。

平成29年度予算審査特別委員会の第7款教育費における質疑では、共産党大高崎かおり委員から教育費の負担軽減について質問があり、就学援助における修学旅行費の支給方法について改善すべきと考えるが、区教委の考えはどうかという質問がございました。

次に平成30年度予算審査特別委員会の総括質疑では自民党米沢和裕委員から、本区の重点プロジェクトである児童向け複合施設の整備について、地域住民に対する十分な説明、ワークショップの必要性、児童会館の事業の継続性などについて区の見解を問うという質問がございました。

また、共産党大高崎かおり委員からは、豊洲や有明地域における児童・生徒の収容の今後の見込みについて質問がありました。

また、第7款、教育費における質疑ですけれども12名の委員からの質問がございました。内容につきましては、学校支援地域本部事業、武道事業への空手の導入、区立幼稚園における預かり保育の導入、奨学金貸付事業、教員の働き方改革、江東きつぱクラブ開設時間の園長、有明西学園の教育、帰宅困難者用備蓄物資、LGBT等性的マイノリティへの配慮、白河こどもとしょかん、区立小中学校のバリアフリー、オリンピック・パラリンピック教育、そして卒業式における校長式辞などについて区教委の見解を問う質問がございました。

特別委員会につきましては以上です。

次に3月9日に開催をされました、文教委員会についてご報告をいたします。

恐れ入ります、資料の裏面をごらんいただきたいと存じます。

議題につきましては、記載の10点です。

まず議題の1、議案第10号につきましては、2月9日開催の第1回教育委員会臨時会でご審議の上ご可決いただいております。

内容は私債権管理条例に基づき、弁護士事務所へ委託をしている滞納案件のうち9件について訴訟を提起し、借受人もしくは保証人との返還交渉を促進させるというものですけれども、賛成多数により可決をされました。

次に議題の2、議案第28号及び議題の3議案第29号の2件ですけれども、いずれも条例改正案であります。第1回教育委員会臨時会でご可決をいただいております。議案第28号は全会一致、議案第29号は賛成多数により可決をされました。

次に議題4から議題の9まではいずれも継続審議となっている陳情であり、内容につきましては既にご説明してございますので、省略をさせていただきます。委員会の審議内容についてご説明をします。まず議題の4、27陳情第6号ですけれども、図書館の中央館における月曜開館の試行実施、及び指定管理者制度導入による地域間の月曜開館の実施について江東図書館長より報告があり、陳情の趣旨については達成のめど

がたったので、陳情取り下げの方向で正副委員長が陳情者の意向を確認することが了承され、継続審議となっております。

次に議題の5、28陳情第73号から議題9、29陳情第41号までの5件はいずれも委員会審議の上、継続審議となりました。

議題10、30陳情第2号の2は新規陳情です。この陳情は発達障害児童支援に関する陳情であり、文教委員会と厚生委員会に付託をされました。

文教委員会に付託された内容は、普通教室に発達障害児に対する知識のある学習支援員を増やすこと。就学相談で特別支援学級判定のこどもにも特別支援教室で学ぶ権利を付与することの2点です。

学習支援員の配置状況や特別支援学級と特別支援教室との相違などについて学校支援課長が説明した後、委員会審議があり、継続審議となっております。

次に2、報告事項についてです。報告事項は資料に記載のとおり20点ございますけれども、いずれもこれまでの教育委員会でご報告をした案件であり説明は省略をさせていただきます。

長くなりましたが、報告事項1につきましては以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑願います。  
松江委員。

松江委員 1点伺います。資料1ページの学校業務の仕分けと役割分担についてというところで、下から2行目に学校に依頼している調査を減らすことというふうにあります。これはどういう調査か分かりませんが、教員それぞれが報告をするものなのか、あるいは学校ごとにまとめて区教委のほうへ報告をするものなのか。こうした、区教委から教育現場に調査なりアンケート等を依頼しているものが他にないのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

岩佐教育長 庶務課長。

杉田庶務課長 学校への調査については、事務局から各学校に報告を求めたりするものの調査でございます。

本区独自のもののほか、国や都から来たものもあり、年間で680件くらいの調査を学校に出しているということが分かりまして、例えば内容が少しだぶっているものは1つにするとか等工夫して、この数をできるだけ減らしていけないかということ働き方改革の中で検討していこうというものでございます。

岩佐教育長 眞貝委員。



眞 貝 委 員 防災教育についてなんですけれども、江東区は各町会・自治会に必ず1人ずつ防災士を配置することを目指しているというふうに伺ったことがあります。

防災士の資格を取った人間っていうのはうちの町会にもいるんですけども、たまたまうちは防災部長が資格を取りましたので、学校もそれをちゃんと認識しております。そういうことについて危機管理課のほうから、各学校に防災士の方の名簿とかそういうものを出すとかっていうことはあるんでしょうか。

318災害協力隊があって、半分ぐらいの災害協力隊にしか防災士がいないっていうことはちょっと私も意外でしたけれども、もっともっと全ての協力隊に防災士が在籍すればいいかなと思います。学校の防災の連絡会のときなんか、うちは防災部長ということで防災士さんと呼ぶんですけども、他の学校ではそういう会議のときに、分かっているなければ呼びようがないわけですね。それは危機管理課のほうとこれから調整していただきたいと思います。

岩 佐 教 育 長 何か、現状で分かることはありますか。  
指導室長。

本 多 指 導 室 長 私のほうで防災課長のほうと連絡を取りましたけれども、今、眞貝委員からありましたように、非常に積極的にやってくださっている地域もあれば、何とかお願いして防災士になっていただいている地域もあるようです。

それぞれの地域の事情も違ったりしますので、なかなか一律に学校との連携をはかっていくというのは難しいと聞いてます。

また先ほど、次長のほうからも報告ありましたけれども、その防災士の資格が結局、学校における防災教育の内容と一致しているものではないということなので、一概に防災士だから学校に行って、お話してくださいとか、防災教育に携わってくださいというのはなかなか難しいというふうにも聞いておりますので、そういったところについては、やはり地域の実態に応じて対応するとともに、防災課とも連携して、情報共有ができるように進めていきたいと考えています。以上です。

岩 佐 教 育 長 よろしいでしょうか。他には。  
橋本委員。

橋 本 委 員 きっずクラブなんですけれども、待機児がいると書いてあるんですけど、今どんな状況ですか。

岩佐教育長 放課後支援課長。

池田放課後支援課長 3月に最終の入会の発送いたしました。現時点で、3月の時点では、10クラブで約70名の待機児がいるのが現状でございます。

ただ、児童の居場所というのは当然必要だというふうに考えておりますので、定員が定められていないAクラブに入会いただくようにご案内をしています。そちらのほうで7時まではお預かりはできませんけれども、6時までお預かりができますので、そちらのほうに最終的にはご入会いただくというのが今までのそういう流れになってるところでございます。

岩佐教育長 よろしいですか。

眞貝委員。

眞貝委員 卒業式における校長式辞などについて、教育のあり方を問う質問というのは具体的にどういう質問だったのでしょうか。

岩佐教育長 指導室長。

本多指導室長 卒業式で校長が式辞をするというところについて、これまで例年というか、以前は校長は紙を見ないで、こどもたちに語りかけていたではないかというところからありまして、各学校が式辞のときに校長先生方が式辞と言って、読みながらやっっていることに対して、まず教育委員会が紙に書いてそれを読めと指導しているのかというところから始まりまして、そのあり方について問われるところがありました。

委員の意図としましては、こどもたちにしっかりと伝わるようなものを話していくということが大事であるということであったというふうに我々は受け取っております、当日教育長からもご答弁いただきましたけれども、その後次の日に校園長会がございましたので、各校園長に対しては、しっかりと式辞については気持ちが伝わるようにということをお話をさしていただいたとともに、基本的に学校の責任者である校長の最後の授業としての卒業式ですので、非常に緊張することもあります。また、校長として何を話したのかというのを残しておくことも大事だろうということで、紙に残すことは重要であるというご答弁をさしていただいたとともに、今後そういった部分でうまく伝わるようにしてまいりますというふうな答弁をさせていただいたところであります。

眞貝委員 はい、分かりました。

岩佐教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。  
次に報告事項の2、平成29年度文部科学大臣優秀教職員表彰受賞者の決定についてご説明願います。  
庶務課長。

杉田庶務課長 それでは、資料9をごらんください。  
平成29年度文部科学大臣優秀教職員表彰の受賞者でございます。文部科学省では、学校教育における教育実践などに顕著な成果を上げた教職員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、合わせて我が国の教員の意欲及び資質・能力の向上に資することを目的として教職員を表彰しております。  
江東区では、今回平成26年度から28年度までの東京都教育委員会教職員表彰受賞者の中から、東京都が候補者として選出した赤田洋一主幹教諭が受賞いたしました。  
受賞者の功績につきましては、資料に記載のとおりですけれども、英語科教育の推進に功績があったということで表彰されるものでございます。  
なお、表彰式は平成30年1月15日に東京大学安田講堂で行われました。  
説明は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑願います。  
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。  
次に報告事項3は報告事項7と関連する案件のため、一括して報告を受けた後、質疑いただきたいと思います。  
それでは、報告事項3 江東区学校における働き方改革の進め方について、及び報告事項7 平成30年度部活動における休養日・活動時間の設定についてを説明願います。  
庶務課長。

杉田庶務課長 それでは、私から報告事項3について説明をいたします。資料10をごらんください。  
学校における働き方改革につきましては、2月の定例会でも少しご報告しましたがけれども、もう少し具体化したものでございますので、改めてご報告をいたします。  
大きな1番、現状と課題をごらんください。学校に求められる役割が拡大する中で、教育の長時間労働の実態が明らかとなり、改善が必要な

状況になっております。このような中で教員の負担を軽減し、長時間勤務の是正に向けた勤務環境などの整備が必要であるというふうに認識をしております。

2番の対応方針をごらんください。長時間労働改善に向けた負担軽減策の検討に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図るものでございます。

3番の当面の目標ですが、こちらは東京都の学校における働き方改革推進プランと同じ内容を掲げました。週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするということでございます。

4番の目標達成に向けた取組内容及びスケジュールでございます。詳細は裏面になりますが、1つとして早期に着手する検討事項、早期に着手が必要なものについて30年度、31年度に検討しできるだけ早く実現にもっていくこととしています。

それから2つ目は調整が多岐にわたるものなど、長期に検討が必要なものについては、検討の機会を調整していくということです。

5番の検討方法でございます。12月にも報告しましたが、働き方改革検討委員会を事務局内に設置しまして検討を進めてまいります。委員の構成はそこに記載のとおりです。

裏面をごらんください。検討項目を表にしております。上のほうが早期に着手する検討事項でございます。国のほうで示している項目も参考にしながら早期に実現したいものについて挙げております。

1番、学校運営の効率化のところでは、閉庁日の設定、それから部活動休養日などの設定。こちらは後で別紙でご説明をいたします。それから勤務時間の把握、先ほどもお話が出ました、学校への照会件数の整理、これらは作業部会を設置して検討してまいります。時間外の対応、留守電については、閉庁日の設定のところでは留守電対応をするかどうかということも検討しながら実現可能であれば早期に実現していきたいと思っています。

それから2番のところですが、少し時間がかかるかなと思われるもので、私費会計の管理ですとか、こちらは作業部会で検討します。それから専門スタッフの充実などがございます。

3番のところは、長期に検討が必要なものというところになります。

4番については、保護者・地域との調整ということで、登下校対応の検討などをしてまいります。

それでは別紙1をごらんください。学校閉庁日の設定についてでございます。

検討の背景としましては、昨年12月に学校における働き方改革に関する緊急対策が文部科学大臣決定として出されまして、その中に勤務時間に関する意識改革を時間外勤務の抑制のための必要な措置という項目があり、その中で長期休業期間において年次有給休暇を確保できるよう

に一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促すというような文言がございます。これを受けて本区でも閉庁日の設定について検討いたしました。

2番の実施期間ですが、夏季休業日における、平成30年は8月13日から17日、月曜日から金曜日を学校閉庁日とする。次年度以降は曜日に合わせてその週1週間を学校閉庁日とするということで、前後土日を2回入れれば9日間は休もうと思えば休めるということでございます。

3番の概要でございます。

(1) 学校閉庁日の取扱いですが、①として教職員の年次有給休暇や夏季休暇の取得を促す期間とする。②学校が外部対応を行わない期間として位置付ける。③休暇などを取得しない場合は出勤することとする。④部活動などについても原則実施しないこととする。

(2) 閉庁日における対応につきましては、昼間の時間8時30分～17時15分までは指導室で行うということで、それ以外の時間についてはただいま庁内で検討中、調整中でございますけれども、緊急の場合は管理職と連絡が取れるようにすることを考えおります。

4番の備考ですが、実施についてもう少し細かいことを決定した後、第2回の区議会定例会中の文教委員会で報告して、8月の実施に持っていきたいと思っております。

もう1枚おめくりいただきまして、別紙2をごらんください。部活動の休養日等の設定についてでございます。

こちらは後ほど学校支援課長のほうから詳しくご報告をいたしますので、概要だけ申し上げます。部活動の運営の適正化と働き方改革の観点から、部活動についてのガイドラインを示し、教員の部活動の指導にかかる負担を軽減するというところでございます。

内容としては、休養日の設定、それから活動時間の設定について30年4月から試行して、31年度4月から本格的に実施したいということです。

それから過去には部活動指導員については、30年度後半からモデル校で実施をして、31年度4月から本格的に実施したいということでございます。

ガイドラインにつきましては、下の3番の進行スケジュールともあわせてごらんいただきますと、3月末に国からガイドラインが出る予定、そして4月以降、都がガイドラインを策定することになっておりまして、それを受けて8月頃には区のガイドラインを策定したいと思っております。そして、試行ですとかモデル実施を経て、31年度には本格実施をしたいと思っております。

報告事項3についての説明は以上でございます。

小坂学校支援課長

続きまして、報告事項7についてご説明いたします。去る1月31日の文教委員との懇談会でも既にお知らせしているところでございますけれども、3月1日付で中学校長あてに通知しました。そのご報告となります。

今庶務課長のほうから、説明がありましたように、資料10別紙2にありますように、教員の負担軽減に向けた取り組みの1つとして実施するものです。

資料10の別紙2と重なる部分が多いため、資料14を用いて説明させていただきます。では、資料14をごらんください。

1番にありますように、趣旨は記載のように部活動における休養日と活動時間の設定を行うことにより生徒に十分な休養を与えることで、地域・家庭での多様な活動や学業等と両立しやすい環境を作り出すこと。また、働き方改革の観点から、指導に当たる教員の負担軽減をすることとなっております。

休養日・活動時間の設定時間については、2番にありますとおりですが、4月から、全中学校でこの基準に基づいた部活動運営を実施してまいります。

適切な運用については3番にございますように、顧問教員の負担にならないよう、これまでも使用してきました練習計画予定表を用いて生徒にとって休養日・活動時間が適切に運用されているかどうか、また顧問の教員にとっても過度の負担になっていないかという観点で、校長から指導・助言を行いながら適正な運営を徹底してまいり予定でございます。

4番の今後の予定ですが、平成30年度4月からまずは1年かけて、今回の通知にあります基準に基づいた部活動の運営ができるように試行してまいります。あわせて国や都のガイドラインも参考としながら、中学校の先生方をはじめ、実務レベルで実際に指導に当たっている顧問の先生方の意見も頂戴しながら8月を目途に区のガイドラインを策定していく予定です。

さらに昨年の秋に実施しました実態調査の結果を生かしまして、平成30年4月から導入できるよう、部活動指導員を具体的に制度化して大会への引率など教員の負担を軽減していけるよう、働き方改革につなげてまいります。

なお、2枚目以降、1ページから3ページまでは区教委から中学校長あてに送りました通知文書。それから4ページには校長から保護者向けの通知文書、5ページ6ページは保護者向けの教育委員会からの文書となっております。これを各校で活用いただいて、所属の教員それから生徒とその保護者にもその趣旨を理解していただいているところでございます。

報告は以上です。

岩佐教育長     それでは、本件について質疑をお願いします。  
進藤委員。

進藤委員     働き方改革、先生の負担を少なくするというで相当動き出してはいるんですが、外部指導員のことについてお聞かせください。これは流れを見ますと大体運動部を中心にした外部指導員ということなんですが、2～3日前の何か、新聞でコーラスの先生も相当時間を取られて大変だというような話も聞きました。その文化部系統、特にブラスバンドですとか、そういう部活は引率にも相当時間を取られて大変だろうと思います。

                  本区は吹奏楽部が非常に成績がよく、東京都でも賞をもらっているというような状況なんですが、その辺のところの先生方、指導する先生方の内容と申しますか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

岩佐教育長     学校支援課長。

小坂学校支援課長     外部指導員ですが、現在も小学校の吹奏楽であったりとか、ブラバンそういった活動にも外部指導員の方をお願いして、先生方のお手伝いをさせていただきながら技術指導等を行っていただいているところです。

                  外部指導員については、現在、引率とかができるような資格ではございませんので、この4月から今度部活動指導員ということで学校の職員に位置付けて、これは中学校限定となってまいりますけれども、引率ができる、または技術指導、これまでの外部指導員と同じように技術指導ができる、そういった仕組みを導入いたしまして、先生方の負担を少しでも軽減させていけるようにと考えて、部活動等の振興を図る検討委員会というのを実施しているんですけれども、その中でもご意見をいただきながら制度化に向けて動き出しているところでございます。

                  以上です。

岩佐教育長     よろしいですか。  
他には。  
松江委員。

松江委員     今の進藤委員の質問に関連して、外部指導員の方を職員に位置付けるというようなお話があったかと思ったんですけれども、そうした方の報酬についてはどのように考えているのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

                  それと、今の資料14の1枚目の趣旨のところ、活動時間の設定を行うことにより、生徒に十分な休養を与えるというふうにありますけれ

ども、この部活動の時間によってはこの学びスタンダードに書かれている、例えば今日やること、それから明日のためにどう準備するか、それも今日のことに入るわけだけれども、そうしたこととの整合性が取れる活動時間になっているのかどうかということはずごく大事だと思うんですよ。そこの辺はどうなんでしょうか。

岩佐教育長 学校支援課長。

小坂学校支援課長 はい。まずは報酬についてでございますけれども、これについても都のほうと国のほうから例示がされてきていて、現在報酬額等については検討中です。

実際に今ご指導いただいている外部指導員さん、これが時間単価2,000円でございますので、それ以上の額で設定していったら、引率等の業務についてもご対応いただけるように制度化してまいりたいと思っています。

それから、外部指導員の件ですが、部活動指導員の制度化を検討していくにあたって、現在もご指導いただいている方々の状況なども伺いながら内容を決定していきたいと考えています。

先生方の負担とかということを考えまして、小学校の、ブラバンであったり吹奏楽、そういったもの、文化部も含めて支援していく体制づくりを進めていく予定でございます。

岩佐教育長 よろしいですか。

松江委員 はい。

岩佐教育長 私から1つ。閉庁日の設定の概要の(2)なんだけれど、閉庁日における対応8:30~17:15までは指導室で行う。それ以外の場合については庁内で検討中であるが、緊急の場合は管理職と連絡が取れるようにするというんですが、大事なのは事故が起こったり、緊急なことが起こったときに、迅速に学校あるいは教育委員会に一報が入ることだと思いませんか。つまり日頃のアクセシビリティというのかな、親近感とか、それからかかわりの状況によってどこに情報を入れやすく、またどこに情報を入れづらい等が保護者の方にあつたときに、確実に情報が入るために何か考えなくちゃいけないようなことがこの検討の委員会の中で、特に学校サイドから議論は出てたのかどうか、ちょっと聞きたいんですが教えてください。

指導室長。

本多指導室長 このことにつきましては、現在も何かあれば区の宿直のというか、窓



口のほうに連絡が入ったものについては、緊急性の高いものは私の携帯電話に区からも直接連絡が入ることと、それから各警察署からも僕の携帯電話はみんな分かっているの、警察からも直接電話が入ってくるんです。なので、そういった部分については今も実は緊急時の対応というのはそれをやっていることと、校長に対しても僕から携帯電話にすぐ連絡を取ると。逆に校長からも僕のところ連絡入るという体制を取っておりますので、今のところ各学校からこうなることで連絡が取れなくなるんじゃないかとそういった不安については上がってはいないところで

岩佐教育長　私が心配しているのは、そうやって公の機関やなんかに入るのはすぐつながると思うんだけど、つまり家の中でトラブル、重大なことが起こって、相談したいとか報告をしたいと思ったときに、教育委員会指導室にというときに、電話をかけられない保護者がいるんじゃないだろうか。そうすると、日頃のかかわりがある学校の先生に携帯電話かなんかに電話しちゃう人がいるんだらうなというふうな思いがあるんだけど、そういう議論とか、そういうことに対する対応というのは何か考えてることはあるんですか。

指導室長。

本多指導室長　当面今、そこまでのことは出ておりません。現在教員の携帯電話の番号については保護者に伝えないという形になっておりますので、基本的には何かあれば学校に電話することが多いんですね。ただ、昨日も実は、働き方改革の委員会の中で1つ出たことといたしましては、そういった連絡をどうするかという部分について上がってきまして、直接学校だけでなく、そういった部分のことを設けるのがいいんじゃないかという話もありましたし、そのことについて今後やっぱり細かいことについては調整していく必要があるのかなというふうに思います。

岩佐教育長　分かりました。緊急の場合は管理職と連絡が取れるようにするということは、管理職の携帯電話の番号を教えるとかということではないんですね。

本多指導室長　一応、そのことについても、今後は対応いたしまして、そういった窓口のところには管理職の連絡先を教える必要もあるのかなというふうに思っています。そうしませんと、全部指導室長を経由していると遅くなることもありますので、緊急の時については管理職のほうに直接連絡をしていただくということも必要かなと思っておりまして、それは今後、学校閉庁日について具体的に決まってくる中で整理してその後の校長会とも連携を図っていききたいなと思います。

岩佐教育長 あとは特に、特別に何か配慮をしなくちゃいけない状況がある学校だと多分個別の対応の仕方も出てくると思うので、それよく議論していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

他には。よろしいですか。

眞貝委員。

眞貝委員 部活の外部指導員についてなんですけれども、これはどういう方を指導員にお願いするというのは学校にもう全てお任せなんですか。

岩佐教育長 学校支援課長。

小坂学校支援課長 現在、そのあたりも元教員経験、部活動指導の経験がある方、また学校のニーズによっては技術指導に特化した、これまで外部指導員でお願いしていたような内容と重複する部分、さまざまニーズがございますので、極力、体育協会であったりとか、そういったところからご推薦いただいたり、また学校現場で働いていた方のデータベース化を図って学校に紹介していくというような方法を取りながら、学校にとってふさわしい人物を適材適所に配置できるようにしてまいりたいと考えています。

岩佐教育長 よろしいでしょうか。

眞貝委員 せっかくスポーツ推進委員とかいい組織がたくさんあるので、そういうところと連携していい方に付いていただければと思います。

岩佐教育長 橋本委員。

橋本委員 1つだけよろしいでしょうか。完全閉庁ということは、学校は誰もいなくなるということで認識しています。「誰か学校にはいますから、どうぞお父さんお母さんで何かあったらどうぞ学校へ来てください」とか、「学校に問い合わせてください」ということが今まではずっとありましたが、完全閉庁の場合は誰もいないので、例えば緊急事態があったとき、留守番電話に入れたとしても、その日のうちに誰も聞けないということになってしまうんですね。

保護者としてはそこらへんはすごく心配になる5日間になるんじゃないかなと思います。その辺もまた考慮に入れながらやっていただければと思います。

岩佐教育長 指導室長。

本多指導室長 基本的には事前に保護者・地域等には周知を図ろうと思っています。

それと今、留守番電話を設置できるかということについても検討しております。各学校の電話の機種によって簡単に設置できるのと、ちょっとお金がかかるものがあるようなんですけれども、その留守番電話については、テープで録音することではなくて、基本的に今対応できないのでこの番号に電話をしてくださいという内容にしようと考えています。そこに録音して安心してしまうと、今橋本委員からあったように対応が遅れることがありますので、緊急の場合はここに連絡してくださいと電話番号入れる。

それで先ほど教育長からもハードルが高いかもという話もありましたけれども、基本的には日中は指導室、夜間はどうか今、検討中ですけれども、窓口等に連絡していただくことで対応しようと考えています。

先ほどちょっと私、説明しそびれましたけれども、昨日の会議の中で上がったのは、やっぱり保護者に何か心配なことがあったら警察とかに連絡をするということをもう少し逆にハードルを低くして連絡できるようにするというのも良いのではないかという話をしていました。

今も実は事件・事故があった場合に本当は警察に一報を入れたほうが警察がすぐ動けて犯人逮捕につながるのに、明日学校に言えばいいやと行って、実は昨日こんなことがありましたと学校に報告があって、それからになると、警察ももう対応しきれないということが実は多々あるんです。なので、そういったことについてもこれを機会に伝えていければと思っています。

また橋本委員からあった学校に人が全くいないのかということですが、学校に誰もいなくなるわけではなく、基本的に学校が日常的な業務をしなくてよい日という形にしようと思っております。要するに電話はかかってきた者も対応する、かかってきて対応してしまいますと閉庁日の意味がないので、そういったことをしないことにします。

それから、夏休み中も実は必ず教員がいるようにという形になっておりますので、日直の先生方が必ずいたり、また管理職もどちらか一方は学校にいるという対応をしていて、かなり管理職もなかなか休めないということがありましたので、こうすることで管理職が両方とも学校にいらなくてもよいということを明確にするということで、働き方改革につなげていければなというふうに思っています。以上です。

岩佐教育長 よろしいですか。

橋本委員 ありがとうございます。

岩佐教育長 眞貝委員。

眞 貝 委 員 留守番電話でこの電話にというようなことをやるのであれば、転送しちゃったほうがいいような気がするんですけど。転送はされないのでしょうか。

岩 佐 教 育 長 指導室長。

本 多 指 導 室 長 それも多分、お金のかかることかと思うんですけど、それも含めて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

岩 佐 教 育 長 松江委員。

松 江 委 員 閉庁日のことについて少し議論がありました。別紙の1を読んで、概要のところ閉庁日における対応は8：30～17：15までは指導室で行うとありますけれども、こうしたときの教育センターの位置付けとか役割を、どのようにしていくのかこうした機会に定めるといふか、きっちり役割分担を決めておくということも必要じゃないかというふうには僕は思うんですね。

何かこういうときこそ、やっぱり教育センターにいるいろいろな校長のOBとか、そういう人の出番はないほうがいいに決まっているんですけど、何かあったときに対応してもらうことも必要ではないでしょうか。

岩 佐 教 育 長 指導室長。

本 多 指 導 室 長 ありがとうございます。そのことも含めて教育センターの職員の対応も含めて我々検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

岩 佐 教 育 長 今でも指導室には校長OBの相談員の方がいて、対応してくださっているんですけども、合わせて検討してください。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4 平成29年度江東区立中学校生徒進路状況についてを説明願います。

指導室長。

本 多 指 導 室 長 まず進路状況の報告の前に、私のほうから卒業式の実施状況について資料はございませんけれども、口頭でご報告させていただきます。

中学校では16日に、小学校では22日と23日の両日に卒業式を実施いたしました。

卒業式の実施状況につきましては、国旗掲揚・国歌斉唱の状況、会場の設営状況等について、卒業式当日の午後、学校から電話で報告を受けております。その結果、本区におきましては全小中学校で適正に、そし

て厳肅さと清新さの中にも喜びと希望に満ち溢れた卒業式が挙行されております。

なお、幼稚園の修了式も3月15日に滞りなく行われております。

それでは、平成29年度江東区立中学校生徒進路状況についてご報告をいたします。

資料11をごらんください。

本日は、都立高校の第2次募集の発表がありました3月15日現在の今年度の江東区立中学校卒業生徒の進路状況についての報告となります。

資料にございますように、平成29年度の中学校の卒業生の在籍者数ですが、3月16日現在では男女合計で2,648名となっております。

まず、進路決定者でございますけれども、2,648人中2,627人で、3月16日現在の進路決定者割合は99.2%となっております。これは、表を見ていただきますと、昨年同期よりは1ポイント高くなっており、これまでにないかなり高い割合となっております。

次に未決定者についてであります。3月16日現在の進路未決定者割合は0.8%であり、昨年同期より1ポイント減っております。未決定者21名のうち11名が進学希望で、そのうち10名が都内の公立私立高校への進学を希望しております。1名は進学希望ではありますが、具体的に進学希望の高校についてはまだ決定していないということでもあります。

なお、進路未決定者のうち、就職希望・その他となっている生徒は10人で、内訳としては来年度再度受験を希望している生徒が5名。就職・アルバイト希望が2名。家事手伝いの予定が2名。その他が1名となっております。

今後、都立定時制の第2次募集がありまして、現在の未決定者数の進学先が決まっていく予定であります。各学校におきましては、一人一人の生徒の進路が決定するまで、丁寧な指導につとめてまいります。

なお、4月の定例会におきまして、3月31日現在の卒業生の進路状況を再度ご報告いたします。

また、昨年度の進路状況について、4月の時点で未決定となっていた7名でありますけれども、その後、学校が進路指導を含めやりとりをしてきた結果、1名は就職が決まったということ。それから6名については家事手伝いという形で進路を決めたというふうに報告を受けております。

私からの報告は以上であります。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。  
松江委員。

松江委員 高校浪人は本当にかわいそうだと思うので、何とか進学できるよう支

援していただきたいと思います。

今朝のニュースなんかを聞いていても、都立の第3次募集をしてもまだ定員割れしている学校が何校あるなんていうようなことを言っていました。

今年はそういうことが随分前から言われていたわけですがけれども、そうした情報というのはどんな形で区教委のほうに入ってくるのでしょうか。

また、入学してから苦勞するこどもも当然出て来るかとは思いますがけれども、定数割れしているような学校は、何でもともかく応募があれば全部受けちゃうというやり方なのか。それとも、きちっと通常の試験をやっぱり受けてもらってそれで入学を許可するとか、そういう仕組みになっているのか。その辺、細かいところが僕も分からないので、ちょっと教えてもらいたいと思います。

岩佐教育長 指導室長。

本多指導室長 まず情報でございますけれども、都立については委員、ご指摘のように今年度定員割れをしているところもあるという話がありましたけれども、都のほうからすぐに区教委のほうにまず情報が入りますので、それを速やかに学校に流しているところでもあります。

進路が決まっていないお子さん、そして学校につきましては、やはりそういったところに敏感になっておりますので、そういった情報があった場合については、それぞれ紹介をしながら進めているというところがあります。

また私立の状況については学校ごとの状況もありますし、考え方もさまざまだと思いますが、一定程度の学力で見ているところもあるでしょうし、委員のご指摘のようにもしかしたら申し込みがあって、簡単な状況で決定をしていくというところもあるかもしれません。その辺については各学校ごとの状況かなというふうに把握をしております。

以上でございます。

岩佐教育長 定員が割れている学校の定員に応募者が満たなかった場合のお話がありましたけれども、私がいたときと変わっていなければ、東京都は定員内不合格を出さないように学校を指導してますので、定員に満ちていなければ全員合格になります。

ただし、入学選抜の検査はやらないと、入った後の指導資料がなくなってしまうので入学選抜の検査はやります。そんな状況になっていると思います。

他には、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長     それでは、本報告を終了いたします。  
報告事項5 平成29年度「東京都児童・生徒体力・運動能力調査」  
の結果についてを説明願います。  
指導室長。

本多指導室長     それでは平成29年度「東京都児童・生徒体力・運動能力調査」の結果についてご報告をいたします。資料12をごらんください。

体力・運動能力調査の結果につきましては、これまで調査結果については速報値として報告し、その後、詳細な結果について2回に分けて報告してきたところでございますけれども、国の報告書の公表が遅かった等の理由によりましてこの時期に合わせての報告となっております。

なお、調査は東京都及び本区では全児童・生徒を対象に行っておりますけれども、国の調査は小学校5年生、中学校2年生統一して行われておりますので、小学校5年生、中学校2年生についての結果でご報告させていただきたいと思っております。

それでは、資料12、1江東区長期計画（後期）の指標との比較の欄をごらんください。

まず投力についてでございます。小学校はソフトボール投げ、中学生はハンドボール投げを実施した結果について、全国を100としたときの江東区の値を示しております。

小学校も中学生ともに昨年度も向上しておりましたけれども、今年度も全国と比較した値は向上しております。

全国が100でそれに対してという数値ですから全国より低くはなっておりますけれども、確実に上がってきているところがあります。小学校は91.4で、昨年度からは1.9ポイントの上昇。中学生は99.3で、2.2ポイントの上昇となっております。

次に持久力であります。小学校は20メートルシャトルラン、中学校は持久走を行っております。こちらは中学校は向上しており、小学校は昨年度をやや下回っております。

小学校は91.2で2.4ポイントの減少、中学校は99.2で2.2ポイントの上昇となっております。

この結果をごらんいただくと、長期計画（後期）の目標値と比べていただくと分かるかと思っておりますけれども、今回の結果をもって例えば投力、小学校、中学校ともにその目標値に到達しております。また、持久力については中学校が目標値に到達いたしました。平成31年度までの目標という形になっておりますので、2年前倒しで到達することができたというふうになっております。

ここで本日資料12に追加しておりますA3版の種目ごとの結果の資料をごらんください。

表面が小学校の結果です。まず、持久力にかかわる20メートルシャ

トルランのグラフ、真ん中ぐらいのところになりますけれども、ごらんください。

男子が上段になります、昨年度と比べて結果は良くなっておりまして、花丸が付いております。しかしながら、全国の結果がそれ以上に良くなっているというところもありますので、その辺のところの比較という部分ではなかなか上がらないというところもございます。

また女子はその下になりますが、昨年度より多少低くなっております。しかしながら、全国がかなり向上しておりますので、ここのところでやはり全体的には開いてしまったというところがあるのかなというふうに思っております。

次に投力のソフトボール投げでございます。一番右になりますがごらんください。男子の結果は昨年度よりも良くなっております。女子は若干下がっておりますが、それ以上に全国の結果が低くなっており、結果として全国と比べた指標としては目標値に到達したという形になっております。

裏面をごらんください。裏面が中学校になっております。中学校は小学校と比べると花丸の数が多くなっています。これは昨年度も同じような状況で、さらに良くなってきているという状況であります。まず持久走のグラフでございますけれども、持久走はかかった秒数が結果となりますので、グラフの棒が短いほうが良い結果となります。ちょっと見づらいんですけども、そういうふうにご理解ください。

男女ともに昨年度より向上しており、花丸が付いております。ハンドボール投げ、一番右をごらんください。昨年度の結果を上回ることはできておりませんので、花丸は付いておりませんが、ごらんいただくと、全国の青い棒グラフがやや下がってきているというところで、それとの比較になりますので、江東区の結果は比較的良くなっているという状況になるということでございます。

それでは、資料12のほうにお戻りください。

続いて2、生活・運動習慣等調査の概要をごらんください。

数字が赤くなっているのは国・都ともに上回ったものであります。また、下線が引いてある数字は国・都のどちらかを上回ったものであります。また、赤い丸が付いているのは昨年度を上回ったものとなっております。

1つ目の運動が好きと回答している児童・生徒の割合は小学校女子、中学校男女で国及び都を上回っております。

また、体育が楽しいと回答している割合も小学校男子、中学校男女ともに国・都を上回っており、昨年度からもこれは向上しております。

これを見ますと江東区は運動が好きで体育が楽しいと感じている児童・生徒が多いと言えるかなというふうに思っています。

運動に積極的な児童・生徒が増えてきている、また学校での取り組み



が成果が上がってきているということがここに見えるのではないかなというふうに感じております。

次に3、結果の考察として体力向上のポイントをまとめました。

今後ここにあります3点について、各校における授業改善につなげていきたいと考えております。

4に、体力向上に向けた本区の取り組みを記載いたしました。

(1)の「体カスタンダード」の定着に向けた授業改善では、体育の授業の最初に取り組む小学校のわくわくタイム、中学校のサーキットタイムも体力調査の結果の向上の一つの要因であると考えております。

また、(2)の各校における体力向上を目指した独自の活動等の実施でございますけれども、この下のほうに書いてあります(6)の、なごなわチャレンジ、それから中1駅伝の実施、そこら辺も含めてですけれども、こういったところはかなり充実をしてきていて成果につながってきているのではないかなと思っています。

また(9)の親子キャッチボール教室の実施でありますけれども、江東区内にお住まいの講師の方をご紹介します、各幼稚園で親子でキャッチボールを学ぶということが浸透してきていまして、今年度は12園で実施をいたしました。現在保護者の方々もご自身がこどもの頃に野球をやったことがないという方が増えておりまして、保護者の方も投げ方が分からないということもあるので、親子で投げ方を一緒に学んでもらおうという教室を開いており、非常に好評でございます。ここが小学校へのソフトボール投げにもつながっていく、また日頃のこどもたちの投力の向上にもつながっていくのかなと考えているところであります。

今回、長期計画(後期)の指標に2年前倒しで到達をいたしましたけれども、来年度もさらに向上を図ることができるよう今後も取り組みを進めてまいります。

報告は以上になります。

岩佐教育長 本件について質疑願います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、議事進行上の関係から、報告順序を変更し、報告事項6については、他の報告事項及び協議事項の審議終了後に報告することといたしたいと存じます。

それでは、報告事項8 江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則についてを説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長 それでは、報告事項8 江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部

を改正する規則について資料15をごらんください。

今回の改正は大きく2点ございます。

まず1点目です。別表の第1に定める各クラブの定員を定めるとともに、4月に開設する新たな施設を加えるものです。

それからもう1点は別表第2に定める、入会の際に審査する保護者の状況について正確な表現とするとともに、あわせて利用申請書等の様式についても所要の変更をすることでございます。

では、具体的な内容でございますけれども、新旧対照表に沿ってご説明いたしたいと思っております。恐れ入りますが、少し飛びまして資料11ページ、新旧対照表をごらんください。

まず別表第1でございますが、きつずクラブの名称と定員を定めた表でございます。ここではきつずクラブ元加賀と、きつずクラブ四砂について定員に変更がございましたので、そのような改正をするとともに新たにきつずクラブ有明西が整備されますので、表に追加するものでございます。

次に別表第2では、入会の審査の際の保護者の状況について、これまで精神障害者福祉手帳を有する方については、身体障害者の方とみなして審査をしておりましたが、正確を期するために改めて明記をするものでございます。

それ以後続きます別記第1第1号様式以降につきましては、申請書など提出書類の修正でございまして、精神障害者福祉手帳を有する方の区分の明記ですとか、その他必要な文言の修正をするものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を平成30年4月1日とするとともに、申請書の様式で残存するものについては修正により使用できることとしているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項9 江東区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則についてを説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長 それでは今度は報告事項9の学童クラブ条例施行規則でございます。

資料の16をごらん願います。

こちらの改正については2点、大きくございます。

1点目は先般の本委員会でもご報告させていただきました、再開の見込みがなく廃止となる学童クラブを別表から削除するもの、それからも

う1点、2点目は先ほどきつずクラブの規則改正の際にもご説明申し上げました、入会の際に審査する保護者の状況につきまして、別表全5件について、正確な表現にするということ、利用申請書等の様式についても、書類の変更をするものでございます。

では改めて、改正の内容について新旧対照表に沿ってご説明いたしますので、資料の8ページの対照表をごらんください。

まず別表第1でございますが、こちらは学童クラブの名称と定員を定めた表でございます。この表から再開のニーズがなく廃止する3つの学童クラブ、古石場、大島四丁目、小名木川のそれぞれのクラブを削除するものでございます。

次に別表第2の、先ほどのきつずクラブと同様の訂正及び別表の必要な文言修正というところでございます。

こちらも附則におきまして施行期日を平成30年4月1日とするとともに、申請書の様式については修正により残存のものを使用できることというふうにしているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 よろしいですか。では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項10 第30回江東こどもまつりの実施について説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長 それでは報告事項10 第30回江東こどもまつりの実施についてでございます。資料17をごらんください。

こどもまつりでございますが、毎年5月第3日曜日に実施しているものでございます。来年度の実施内容につきまして概要をまとめましたのでご報告させていただくものでございます。

今回30回目を迎えるこどもまつりでございますが、5月20日の日曜日、例年に倣いまして猿江恩賜公園、ティアラこうとう、毛利小学校を会場に開催いたします。

今回は30回の節目ということでございますので、メインイベントを実施する予定ですが、その催しものでございます。この四角の罫線の囲みの中のつくろうあそぼう広場をごらんください。

このところに東京2020オリンピック・パラリンピックを意識いたしまして競技種目であるスケートボード・BMXそしてランバイクの体験コーナーを用意いたします。

具体的にはこの体験コーナーは約20メートル四方の敷地にスケート

ボードやBMXの競技で用いるハーフパイプのような高さ大体1.5メートルぐらいの斜面、スロープですね、これをランプというふうに言いますけれども、これを設置いたしまして、プロの選手によるデモンストレーションを行い、実際の競技というものをイメージしてもらえるようにいたしたいと考えております。

また、こどもたちが敷地内のランプを設置していない平らな部分を利用いたしまして、これらの乗り物を自由に乗ることができる体験コーナーを用意するつもりでございます。

そして、下のほうでございます、ティアラこうとうでございますが、こちらの小ホールでは清澄2丁目の中村学園の吹奏楽部による演奏会ですとか、それからこどもたちが直接楽器に触って演奏できたりする楽器体験というようなことも今回から行いまして、改めて中学生や高校生と参加、交流できる、そういったような仕組みも用意する予定でございます。

さらに現在調整中ではございますが、日頃から児童の健全育成にご尽力いただいている民生・児童委員さんに協力いただき、オープニングセレモニーのところで、東京都の制度発足100周年を記念いたしました催しものを企画する予定でございます。この内容につきましては、現在福祉部と具体的に詰めているところでございますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

昨年（平成29年）も真夏日の最初の日となったように、非常に暑い状況でしたけれども、天候に恵まれまして12万人を超えるお客様にご来場をいただきました。

今年も天候に恵まれることを期待いたしまして、楽しい1日とさせていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

岩佐教育長 それでは、質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項11 越中島小学校合宿通学事業の中止についてを説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長 こちらはちょっと残念な報告をさせていただきたいと思っています。資料18の越中島小学校の合宿通学事業の中止についてでございます。

越中島でこれまで実施してきました事業につきまして、その環境が整わなくなってしまったことに伴いまして、地域の方により構成される実行委員会から実施が非常に困難であるというような事情のお話をいただ

きました。それで2月の末、協議を行った結果、来年度からやむなく中止することになりましたので、あらかじめご報告させていただきたいと存じます。

まず合宿通学事業の概要でございますけれども、改めてご説明いたしますが、小学校の高学年の児童が食事づくりや銭湯での入浴、そして職業体験などを通して地域の中で生きる力を身に着けることを目的として地区集会所で2泊3日の合宿を行いながら学校に通学する授業でございます。実際に実施する主体のほうは主に町会や自治会、PTAの方など、地域の方により構成されている実行委員会形式を採用しているところでございます。

この事業を実施する要件でございますけれども、実施する学校の地域内に銭湯、職場体験ができる商店街、そして宿泊可能な集会所があることで、このいずれかが欠けている場合は実施を検討してもなかなか実現できないというのが現状でございます。特に近年は銭湯ですとか、受け入れできる商店街が課題として挙げられている中、本日ご報告する越中島小学校では深刻な状況だというのが現状でございます。

中止となった具体的な理由でございますけれども、越中島小学校では今年度6月と2月、年2回実施してきたところでございますけれども、平成30年、今年の秋、これまで利用してきた牡丹2丁目の銭湯が廃業することになりました。

一方で近隣に存する銭湯でございますけれども、辰巳地区のみで、仮にこの銭湯を活用した場合、大人の足で大体徒歩25分、30分程度を要してしまいます。この場合、地域の方による付き添いの労力も加えて、銭湯の往復、銭湯行ってからお風呂に入ってまた戻ってくるそれだけでも2時間近くちょっと要してしましまして、食事づくりですとか、当日の宿題とかいったような時間割にもちょっと影響を及ぼしてしまうというのが実態でございます。

なお、秋頃に廃業ということでございますけれども、現状といたしましては、銭湯を管理する方、女将さんですけれども、体調があまりよろしくなくて、現在もたまにちょっと臨時休業を行っているという、そういった実態がございまして、仮に6月の開催を検討した場合でも、当日きちんと銭湯が空いているかどうか、そういった確保ができるかという可能性も非常にちょっと難しいという部分がございます。

そういったことを勘案いたしまして、要件として掲げている銭湯での入浴、これがちょっと実現が困難となりまして、児童の体調管理ですとか、それから職業体験先における衛生面などでも課題がございまして、やむを得ず中止の判断をいたしましたというところでございます。

参考までに今年度実施した学校は越中島を含めて8校ですけれども、来年度につきましては、他の7校については現時点では引き続き実施することで調整を図っているところでございます。

私からは以上でございます。

岩佐教育長 質疑をお願いします。  
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。  
これより、協議事項に入ります。

協議事項1 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針についてを  
議題といたします。本案について事務局より説明願います。  
指導室長。

本多指導室長 それでは、江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針についてご説明  
いたします。恐れ入ります、資料20をごらんください。

江東区教育委員会では、江東区立学校教科用図書採択についてこれま  
での教育委員会の責任と権限のもと適正かつ公正な採択を行ってまいり  
ました。

また、採択に向けて例年基本方針を定めていただいております。平成  
30年度は平成31年度から中学校で使用する「特別の教科 道徳」の  
教科用図書の採択、及び毎年行っております特別支援学級の教科用図書  
の採択を行います。

また、小学校の各教科の教科書におきましては、現在の教科書は平成  
27年度から平成30年度まで使用することとなっており、平成31年  
度に使用する教科用図書の採択を行うこととなります。

しかしながら、小学校の教科書の発行社各社は新しい学習指導要領の  
完全実施となる平成32年度から教科書が新たなものになりますので、  
今回教科書の内容を変更し検定を申請した教科書はありません。

そこで、今回の小学校の教科用図書採択におきましては、基本方針に  
準じて採択を行いますが、採択資料作成委員会は設置せずに教育委員会  
でこれまでの調査・研究結果をもとに採択を行っていただく予定として  
おります。

それでは、基本方針の内容についてご説明をいたします。

1、適正な採択について。(1)江東区立学校で使用するにふさわし  
い教科書採択を行う。(2)十分な調査を行うため、採択資料作成委員  
会で調査・研究を行う。

なお、先ほど申し上げましたとおり、一部、このとおりではない対応  
もさせていただく形になります。そのような形で進めてまいりますので  
よろしく願いいたします。

先ほど申しました小学校の教科書採択でございますけれども、採択資  
料作成委員会は行わずに、先ほど申しましたように以前の調査結果をも  
とにやっていくということでご理解いただければと思います。

2の公正の確保についてであります。(1)採択等の過程で知り得たことを外部に漏らさないよう、秘密の保持に努める。(2)教科書及び教師用指導書、その他教科書に類するものの配布を受けない。(3)外部からの不当な影響に左右されないよう、過大な宣伝行為や物品の提供を受けない。

この基本方針に基づき、今後の採択に係る事務を進めてまいります。なお教科書採択の詳細につきましては4月の定例会でご協議いただく予定であります。よろしくご協議のほどお願いいたします。

私からは以上であります。

岩佐教育長 本案について質疑を願います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。本案について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを承認いたします。

次に、協議事項2 江東区いじめ防止基本方針等の改定についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

指導室長。

本多指導室長 それでは、協議事項2 江東区いじめ防止基本方針等の改定について私からご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、資料21をごらんください。

ご協議いただくのは、平成26年に策定いたしました江東区いじめ防止基本方針及び健全育成総合対策を改定することについてであります。

まず1、改定の経緯についてであります。今回、江東区においていじめ防止基本方針等を改定することになった背景として、(1)文部科学大臣がいじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止等のための基本的な方針を改定したこと。

(2)東京都教育委員会が、いじめ総合政策・第2次を示したこと。

(3)東京都教育委員会がSOSの出し方教育について学校での実施について示したこと。

(4)本区におけるいじめへの取り組みに対する一層の充実を図ることが必要であることが挙げられます。

資料21の次、参考1として改定した江東区いじめ防止基本方針を、そしてさらに2枚おめくりいただきますと、参考2として健全育成総合対策を変更した部分に下線を引いてお配りさせていただきました。

内容が豊富になっておりますので、資料21に改定した主な項目をお示しましたので、そちらをごらんいただければと思います。

2の改定した主な項目の欄をごらんください。

まず1点目は学校いじめ防止基本方針の共通理解についてです。いじめの未然防止等に向けて全教職員がいじめの定義やいじめへの取り組みについての共通理解を図る、深めること。そのため、校内研修を年間3回以上、いじめに関する授業を各学級で年間3回以上実施すること。

次に2点目、学校いじめ対策委員会によるいじめ認知の徹底です。どんな小さいいじめも見逃さず早期発見・早期対応するために学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応を行うこと。

次に3点目、いじめの解消についてです。いじめが解消している状態とは、少なくとも3カ月を目安としていじめにかかわる行為が止んでいること。②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないというこの2つの要件を満たしていなければならないということ。これは大きな変更点となります。

次に4点目、いじめの重大事態の定義の確実な理解についてです。いじめが原因で不登校になってしまった場合など、いじめによる重大事態について全教職員で共通理解を図り、いじめの重大事態にかかわる確実な対応を行うこと。

次に5点目、ネット上のいじめ防止についてです。SNS学校ルールの取り組みの徹底や関係機関と連携した取り組みを行うことについてであります。

次に6点目、SOSの出し方に関する教育の実施についてであります。児童・生徒が悩みを抱えこまず大人に相談できるようなSOSの出し方が身に付けられるような指導を行うことです。

健全育成総合対策に詳しく記載をしております。

主な改定項目は以上であります。この江東区いじめ防止基本方針等の改定を受けて、各校では自校の学校いじめ防止基本方針を改定することになります。

今後はこの改定した江東区いじめ防止基本方針等に基づき、いじめ防止に向けた取り組みの充実を図ってまいります。

よろしくご協議のほどお願いいたします。

岩佐教育長 本案について質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、お諮りいたします。本案について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを承認いたします。

次に、報告事項6については、案件の性質上秘密会といたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ただいま、全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項6を秘密会といたします。

それでは、報告事項6 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果についてご説明願います。

指導室長。

本多指導室長 それではいじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果についてご報告いたします。資料13をごらんください。

このたび、区内の学校において、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態が発生したとの報告を受け、校内に学校いじめ問題調査委員会を設置し、その調査結果について報告がありました。

この報告につきましては、いじめ防止対策推進法第30条及び東京都教育委員会のいじめ総合対策・第2次に基づき、教育委員会に報告をすることとなっておりますので、このたび報告をさせていただきます。

まず重大事態についてご説明いたします。

いじめ防止対策推進法の第28条において次に掲げる事態を重大事態としております。いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて年間30日の欠席を目安としております。今回の重大事態はこの(2)に該当いたします。

それでは、今般発生いたしました重大事態について別紙をもとにご説明いたします。別紙をごらんください。重大事態が発生した学校、被害児童・生徒の情報については項目1に記載のとおりであります。

調査方法等については、項目2に記載してございます。

調査組織は当該中学校重大事態調査委員会で、調査組織の構成員は校長、副校長、生活指導主任、当該学年の学年主任、担任を含む教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、そして教育委員会事務局の統括指導主事、指導主事となっております。

調査期間は平成29年12月21日から平成30年1月30日までであります。

調査方法は学年・学級内での聞き取り、校長による保護者本人との相談・聞き取りであります。

次に、調査結果についてです。項目3をごらんください。学校はいじめが行われたことについて、認知をしております。またいじめにかかわった児童・生徒についてはそちらに記載のとおりであります。1枚おめくりください。

いじめの行為が行われた期間は、平成29年5月から平成29年7月

までであります。

次に事実経過及び学校の対応等について報告いたします。

まず平成29年5月24日に、被害生徒の母親から担任へ電話連絡があり、いじめについての訴えがありました。内容は複数の生徒から悪口を言われたということでありました。加害生徒の在籍する学級の担任教員が加害生徒に聞き取りを行い、事実を確認し指導をいたしました。被害生徒及び加害生徒の保護者には担任教員が指導内容、指導経過について報告をしております。

その約1カ月後の7月3日、同じ被害生徒が、別の生徒から筆箱をいたずらされたことを学年主任に訴えます。

学校は実際に加害生徒がその行為を行ったところを目撃し指導をするとともに、直接、加害生徒から被害生徒に謝罪を行っております。また、指導内容を被害生徒、加害生徒双方の保護者に伝えております。

7月10日には、被害生徒の母親から担任及び学年主任に対して、被害生徒が心因性の可能性がある片頭痛があるとのこと。そして、その原因が部活動で他の生徒から言われた言葉によるストレスではないかという話を聞きました。

学校は加害生徒に事実確認をした後、指導をし、加害生徒の保護者に事実及び指導の内容について報告をいたしました。

同月には別の生徒から被害生徒に対して悪口がありました。被害生徒は夏休み最終日に参加した清掃ボランティアの帰りにハサミで手首を傷つける自傷行為を行い、学校に登校する不安を母親に伝え、そのことを学校は母親から聞き、別室登校での対応を提案します。

夏休み明けには別室登校を一時しますけれども、その後、学校へ登校できない状況になり、9月6日にはブリッジスクールを紹介し、1枚おめくりいただいたところになります、9月6日にはブリッジスクールを紹介し、また10月にはブリッジスクールへの通級が始まりますが、その通級後にも部活動を辞めるきっかけになった言葉をかけた生徒から、大きな声で名前を呼ばれたことに不快感を覚えるということがございました。

事実経過及び学校の対応等については以上であります。

現在の状況についてです、項目4をごらんください。

1、被害児童・生徒の状況。学校へ登校し教室で過ごす意思はあるが、周囲から何か言われるという恐怖心があり教室登校への1歩が踏み出せない状況でいる。週に1回ほど技術科の授業には参加をし、教科担任のもとで学習に励むことができる。また、定期考査日には登校し、別室での受験をすることができている。

(2) 加害児童・生徒の状況。加害生徒は担任教員及び第1学年教員の指導・説諭を受け、周囲に対する発言について反省し落ち着いた生活を行っている。また、被害生徒が登校できるように日頃から暖かな雰囲気

気の学級づくりをしようと率先して行う姿勢も出てきている。

(3) 学校の対応状況。被害生徒が学習する機会を失わないよう、教育委員会と連携しブリッジスクールへの入級を実施した。また、先述にもあるように、被害生徒に技術科の作業を特別時間で実施、指導を行っております。管理職ならびに学年主任が保護者との面談を繰り返し、生徒の現状を聞き取り、学校の指導状況の報告を行っております。

(4) 関係機関との連携の状況。ブリッジスクールでの指導を10月より開始しています。

見解等についてです。項目5をごらんください。

被害生徒の保護者の見解。被害生徒が毎日学校へ登校し、教室で授業を受けてほしいと願っているが、現在は相談学級に入級し毎日通級し落ち着いて生活しているということもあり、そのタイミングは生徒の思いも考慮して慎重に行いたいという希望を持っている。

担任教員に対して不信感を持っており、次年度の学級編成及び担任などの環境に不安を感じている。

(2) 加害児童・生徒の保護者の見解です。被害生徒及び家庭には大変迷惑をかけたと反省している。何とか早期に学校生活へ復帰され通常の学習活動を含めた学校生活全てを行えるようになることを望んでいる。

校長の所見及び再発防止策についてです。項目6をごらんください。

加害生徒は行為を認め謝罪し、現在加害生徒は被害生徒の登校を待っている状態であります。現在被害生徒は学校へ登校できておらず、学校はいじめの行為はないが、まだ解消している状態であるとは認識していない、学校としては被害生徒の心がいやされ、安心して登校できるようになるまで根気強く対応していく。

再発防止策としては、より多くの機会を捉えて生徒情報の収集に努めるとともに、現在実施しているスクールカウンセラーの全員面接、3者面談、学校生活アンケートに加え、来年度は担任による生徒との定期的な面談の実施、いじめに関するアンケートの実施回数の増加、いじめの事案への対応方法の改善を挙げるとともに学校機関等との連携強化を図るとしております。

それでは、資料13にお戻りください。

項目3の江東区教育委員会の見解です。当該中学校より本重大事態の発生報告を受けて以降、教育委員会事務局の統括指導主事、指導主事を学校に設置した学校いじめ問題調査委員会に派遣するとともに、さらに指導主事とスクールソーシャルワーカーが直接保護者と面談し、今後に向けて相談を行うなど、本件の調査と被害生徒の保護、加害生徒への指導等に努めてきました。

当該中学校が放課後に被害生徒が教員とかかわれる時間を確保したり、ブリッジスクールや相談学級と連携して被害生徒の居場所を確保したりすることを通して被害生徒がブリッジスクールや相談学級で元気に活動

することができていることはよい兆候であると認識している。

しかしながら、被害生徒は一部の加害生徒に会うことに不安があり、なかなか学校に復帰することはできていない状況である。今後も被害生徒及び保護者の気持ちを第一に考え、当該中学校と教育委員会が連携していじめの解消及び被害生徒の学校復帰に向けてさらなる取り組みを図っていく。

当該中学校については、教育委員会として適切な指導助言を行い、今後のいじめにかかわる研修や授業の内容の充実に努め、二度とこのようなことが発生しないように努めていく。

また、全ての区立小・中学校において、同様な事態が起きることのないよう、重大事態についての理解の徹底を図るとともに、いじめ防止に向けた取り組みの一層の充実に努めていく。

そのようにさせていただきます。

当該中学校では新年度は進級時におけるクラス替え等があるため、被害生徒が学校復帰できる良い機会であると捉え、教育委員会、学校で現在働きかけを行っております。

先日も学校が被害生徒及び家庭と話をしたところ、新学期に向けて登校したいと話をしているということでございます。今後も被害生徒が学校に復帰し、いじめが解消したと認識できるまで対応を続けてまいります。そして継続的に状況を把握してまいりたいと考えております。

今回この事案が重大事態に発展してしまったことについては、さらなる分析をしてまいりますけれども、初期の訴えの時点で学校が効果的な対応をすることができていればという思いもございます。

4月の校園長会において、重大事態が発生したこと、また重大事態が発生した背景や未然防止に向けた取り組みについて指導徹底そのことの周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、今回の報告を受けてこの調査結果を区長に報告する予定であります。長くなりましたが、私からの報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長      本件について質疑願います。  
橋本委員。

橋 本 委 員      今、この生徒さんは割と落ち着いている状況ですか。

岩 佐 教 育 長      指導室長。

本 多 指 導 室 長      ブリッジスクール、それから相談学級に入った状況がまず非常に良かったというふうに報告を受けておりました、ブリッジスクール、相談学級の中では全体のリーダーみたいな形で活躍をしたり、非常に明るく過ごしていたというふうに報告を受けております。

現状、先ほども申しましたけれども、指導主事やスクールソーシャルワーカーが面談をしたり、また学校が面談をしている中では4月からの登校に向けて少し前向きに考えているということですので、我々も焦らずに丁寧に対応していきたいなというふうに思っています。以上です。

橋本委員 ありがとうございます。

岩佐教育長 よろしいですか。

先ほど、室長から報告がありましたけど、この報告の最初に起こったのが5月24日。2人のこどもが使った、心ないというか、かなりショッキングな言葉がここに書いてありますね。その後7月3日の段階で今度は2人のこども、さらに7月に今度は6人のこどもが似たような言葉をかけるようにというのが出てきているということです。やっぱり学級の組織の雰囲気、学級の風土というんでしょうか、みんなが支えるようなそういう風土を作ってかなくちゃいけないんで、何かいじめの構造の、その傍観者の部分というか、周りにいるこども達の指導が本来必要であった部分ができていなかったということを経験された事例なのかなというふうに思っています。そういった意味で、当該のこどもですね、被害に遭ったこどもが早く学校に戻れることを全力を尽くして行うとともに、全ての学校にこの事例から学んだことを伝えて、同じようなケースが起きないように取り組みを進めてまいりたいと思っているところです。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、以上をもちまして平成30年第3回江東区教育委員会定例会を閉会といたします。どうもお疲れさまでした。